

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法、適正な請負契約の締結

不合理な原価低減要請を行いません。国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン」に基づき適正な手順を踏み、元請・下請け間の対等な関係の構築と公正かつ透明な取引の実現を図ります。取引対価の決定を含め契約に当たっては、元請企業として契約内容の明確化、紛争発生の防止の観点から、建設業法をはじめとする関連法令に従い、着工前に書面（電子契約を含む）による下請け契約の締結を徹底します。また、下請事業者と少なくとも年1回以上の協議を行うと共に、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 下請代金の支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払うこととし、下請代金の現金払と電子記録債権払の併用にあたっては、現金比率を高めるとともに、労務費相当分をできる限り現金払とし、電子記録債権払の支払いサイトを60日以内とします。また、割引料等を下請事業者の負担とせず、電子記録債権払に関する通達等の改正があった場合には、それに応じて支払い条件等を見直します。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている基本的な考え方や、契約書ひな形を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、短納期発注や急な仕様変更を行なわないように努めます。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は、企業の社会的責任を果たすためコンプライアンスの徹底と、公正な職場と健全な取引関係を築き上げ社会の発展に貢献し、より一層倫理的な組織文化の構築を目指します。

2025年 5月 12日

(2025年10月 1日 代表者変更による更新)

小原建設株式会社

企 業 名

代表取締役社長 小 原 崇

役職・氏名（代表権を有する者）